

※商工会に融資のご相談窓口を設置しています

大野町商工会では資金繰りを支援する融資制度を斡旋・紹介しています（新型コロナウイルスによって影響を受けている事業者については下記の特別貸付が対象となります）

【コロナマル経融資】（小規模事業者経営改善資金の拡充：無利子無担保融資）

・当初3年間 利率0.31%（当初3年間は基準利率1.21%から0.9%引下げ）

国が①～③の事業所について特別利子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子で融資を受けられます

①個人事業主：売上高5%以上減少 ②小規模事業者（法人）：売上高15%以上減少
融資限度額は1,000万円

貸付期間：設備10年（据置4年以内） 運転7年以内（据置3年以内）

ご相談：大野町商工会まで

※但し、お申込みからご融資までの期間にお時間をいただきますので、ご了承ください。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】（国民生活事業：無利子無担保融資）

・当初3年間 利率0.46%（当初3年間は基準利率1.36%から0.9%引下げ）

国が利子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子（無利子限度額：4,000万円）で融資を受けられます（一部要件についてはコロナマル経と同じ）

融資限度額は8,000万円（4,000万円を超える部分の金利は基準金利の1.36%）

貸付期間：設備20年 運転15年以内（据置5年以内）

ご相談：日本政策金融公庫 岐阜支店まで ※中小事業は別途ご相談ください

※最近1ヶ月の売上高等が前年同月、前々年に比較して5%以上減少している事業所

【信用保証付き融資における保証料・利子減免】 県制度融資

・セーフティーネット4号・5号・危機関連保証の認定を受けた事業所が対象

①個人事業主：売上高等前年同月比▲5%以上減少で、保証料ゼロ＋金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2

・売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ

【融資上限】4,000万円 【担保】無担保 【融資期間】10年以内

【据置期間】5年以内 【保証料補助期間】1/2 または 10/10

【金利補給期間】当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】信用保証付き既往債務も対象条件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能

ご相談：各金融機関まで ※申込には事前に役場へ認定申請を行う必要があります